

農業經營基盤強化促進基本構想

平成30年3月

八 雲 町

八雲町農業経営基盤強化促進基本方針 目次

目次、

第1	農業経営基盤の強化に関する目標	1
1	八雲町の概要	1
2	八雲町の農業構造	1
3	農業経営基盤の強化の促進に関する取組	1
4	農業関係機関支援体制と方向性	4
5	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	5
	(1) 新規就農の現状	5
	(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標	5
	(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた八雲町の取組	6
第2	効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標	7
第3	新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標	21
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	24
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	25
1	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	26
	(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件	26
	(2) 利用権の設定等の内容	27
	(3) 開発を伴う場合の措置	27
	(4) 農用地利用集積計画の策定期間	28
	(5) 要請及び申出	28
	(6) 農用地利用集積計画の作成	28
	(7) 農用地利用集積計画の内容	29
	(8) 同意	30
	(9) 公告	30
	(10) 公告の効果	30
	(11) 利用権の設定等を受けた者の債務	30
	(12) 農業委員会への報告	30
	(13) 紛争の処理	30
	(14) 農用地利用集積計画の取消し等	31
2	農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項	31
	(1) 推進方針	31
	(2) 関係機関との連携	31
3	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農 用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	31
	(1) 農用地利用改善事業の実施の促進	31
	(2) 区域の基準	31
	(3) 農地利用集積改善事業の内容	32
	(4) 農用地利用規程の内容	32
	(5) 農用地利用規程の認定	32
	(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定	32
	(7) 農用地利用規程の変更等	33

(8) 農用地利用改善団体の観奨等	33
(9) 農用地利用改善事業の指導、援助	34
4 農業協同組合が行う農作業のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	34
(1) 農作業の受委託の促進	34
(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等	34
5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の要請及び確保の促進に関する事項	35
6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	35
(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組	35
(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組	35
(3) 関係機関等の役割分担	36
7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	36
(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関係施策との連携	36
(2) 推進体制等	36
第6 農地利用集積円滑化事業に関する事項	37
1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項	37
2 農地利用集積円滑化事業の実施単位として適当であると認められる区域の準備	37
3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項	37
(1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容	37
(2) 公益財団法人北海道農業公社との連携の考え方	38
(3) 農地利用集積円滑化事業規程の承認	38
(4) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等	39
(5) 町による農地利用集積円滑化事業規程の策定	39
(6) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方	40
(7) 農地所有代理事業における委任・代理の考え方	40
(8) 売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準	40
(9) 研修等事業の実施に当たっての留意事項	41
(10) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項	41
第7 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項	
第8 その他	41
別紙1 利用権設定等促進事業における設定等後に備えるべき要件 (第5の1(1)⑥)の関係)	42
別紙2 利用権設定等促進事業における利用権設定等の内容(第5の1(2)関係)	43

第1 農業経営基盤の強化に関する目標

1 八雲町の概要

八雲町は、東西43.14km、南北に40.93kmに広がり、総面積は955.98km²、渡島総合振興局管内で一番広い町で、東は内浦湾を望み、西に日本海を見ることが出来る。地形は渡島半島を南北に走る山脈で東西に分断されており、特に気象などは東西で大きく違う特徴がある。

西部地域は渡島山脈の分水嶺から急峻な斜面と段丘が海岸に迫っており、平坦地が少なく、面積の92%が森林資源となっている。

気候は、日本海を北上してくる対馬暖流の影響をうけて、道内でも比較的温暖な地域で、年間の平均気温は9℃前後、年間の平均降水量は1,000mm程度で、7月と9月に雨量が多くなっている。

春は南東の風、夏は西風となり、秋と冬は日本海特有の北西から強い季節風が吹き、荒天の日が多くなり、農漁業への影響も少なくない。初霜は10月下旬、降雪は12月から3月にかけてあり、積雪量は約1mに及ぶ。

東部地域は、800m級以上の山峰や尾根に囲まれ、大部分は300m～600m級の山地で構成されており、尾根筋に源を発する、遊楽部、野田生、落部などの各河川が扇状に支流を広げ、下流域に平地や丘陵地を形成している。

気候は、東海岸（太平洋）からの影響を受け道南地方にあるものの特殊気象に属しており、盛夏期でも気温が30℃を超える日が少なく、冷涼性の海洋気象に支配され、全般的に気温は低くなっている。積雪量は中央部以北で多く、内浦湾沿岸町村と比較すると多雪地帯となっている。

こうした自然条件によって、八雲町の農業地帯は大きく八雲地区、落部地区、熊石地区に分けられ、八雲地区は酪農を、落部地区は水稻を中心に野菜、花卉栽培を行っており、熊石地区は野菜を中心に水稻も栽培している。

2 八雲町の農業構造

農業構造については、各種農業施策の導入と土地基盤整備事業の実施により経営規模拡大と経営体質の強化を図ってきたが、国際化が進展する中で販売価格の低迷と資材価格の高騰が続く農業情勢下、後継者不足、高齢農家の離農などによる担い手不足が課題となっている。

離農地については、農用地利用集積計画事業の取組みにより認定農業者など主業農家への利用集積がなされてきたが、担い手不足の恒常化が心配される状況下、耕作放棄地や低利用・未利用農地が出てくることが懸念されている。

また、離農による経営体の減少による町内生産規模については、引き受け農家の規模拡大によって生産量、生産額とも維持してきたが、近年、生産量、生産額が減少傾向を見せ始めてきている。

3 農業経営基盤の強化の促進に関する取組み

(1) 基本的な考え方

地域農業構造の現状及びその見通しの下に、農業を職業として選択し得る魅力のあるものとするため、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営の目標とする所得水準及び労働時間

具体的な経営の指標は、八雲町及び近隣町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を専業とする農業者が、地域における他産業従事者並に生涯所得に相当する年間農業所得（経営体当たり概ね400万円）、年間労働時間（主たる農業従事者一人当たり1,800～2,000時間）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が八雲町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標とする所得水準及び労働時間

自ら農業経営を開始しようとする青年等（法人の場合にあっては主たる従事者）の就農5年後における所得水準及び労働時間は、(2)に定めるものをおおむね達成することを目標とする。

ただし、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にとっては、経営が安定するまで時間を要することから、所得水準については、おおむね5割の達成を目標とする。

(4) 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保

ア 認定農業者制度の活用

認定農業者制度を活用し、農業経営改善計画の作成指導や認定後の農業経営改善計画達成に向け農業経営指標^{*}等を活用したフォローアップ、女性や若い世代、高齢者の能力を生かすための夫婦・親子間の農業経営改善計画の共同申請を推進するなど、効率的かつ安定的な農業経営の改善を促進するとともに、認定農業者等の担い手が主体性と創意工夫を発揮しながら経営発展できるよう、農地の集積・集約化や経営所得安定対策、低利融資制度など各種支援施策の導入・活用を支援する。

イ 農業経営の法人化の推進

農業就業人口の減少や高齢化の進行、労働力不足に直面する中、地域農業を支える重要な担い手としての役割が期待される農業法人の育成を図るため、1戸1法人や複数戸法人（協業経営型法人）、農外企業の参入など、地域の実情に応じた多様な法人化を推進することとし、各種研修会等を通じて法人化のメリットや手続き、経営管理等について関係者等への普及・啓発を行う。

また、農業法人は、地域の農地や雇用等の受け皿機能が見込まれるほか、高収益作物の導入や関連事業への進出による収益性の向上、社会サービスの提供による地域コミュニティ維持の役割も期待されることから、地域に根ざした法人化を推進することとし、「人・農地プラン」や農地中間管理事業等を活用した適切な農地の利用調整活動を推進する。さらに、技術やノウハウ、販路などを有する農外企業と地域の農業者・関係者が連携した取組を推進する。

さらに、地域の農地や優れた技術を次世代の担い手に継承していくため、法人化などによる経営継承の取組を推進する。

このため、今後10年間で法人経営体数を2010年比約4倍の5万法人とする国の目標や、平成37年度における農業法人数を約1.7倍の5,200経営体とする北海道農業経営基盤強化促進基本方針の目標などを踏まえ、八雲町の平成37年度における農業法人数の目標数を19経営体（平成28年1月現在：11経営体）とし、農業経営の法人化を推進する。

ウ 集落営農の組織化・法人化の推進

経営規模が小さな水田地帯や、農業従事者の高齢化、担い手不足が深刻化し、当面、今後の地域農業を担うこととなる個別経営や法人経営の育成・確保が難しい地域においては、農用地利用改善団体が中心となって、集落の現状と将来についての話し合い活動を重ね、担い手の明確化や農用地の利用集積の方向を定める取組を推進することにより、集落営農の組織化、及び将来的な集落営農の法人化を推進する。

エ 新規就農者の育成・確保

八雲町の平成27年の新規就農者（農家後継を含む）は1人であり、従来からの基幹作物である酪農・畜産・農産物等の生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

このため、国が掲げる新規就農者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や北海道農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた毎年770人の新規就農者の育成・確保目標を踏まえ、八雲町においては5年間で10人の当該青年等の確保を目標とする。

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。

就農準備に向けては、指導農業士等による農家研修等により、技術の習得を図るとともに、農地や畜舎等の経営資源に関する情報の提供や各種補助事業を活用した取得の支援、また、農業法人等への雇用の推進などにより、就農希望者のニーズに応じた多様な就農を促進する。この場合において、新たに農業経営を営もうとする青年等が効率的かつ安定的な農業経営者へと発展できるよう、青年等就農計画認定制度の活用を積極的に推進する。

就農後は、農業改良普及センターや農業協同組合等地域の関係者が連携して、技術・経営指導等のフォローアップを行うことにより、新規就農者の確実な定着・確保に努める。

オ 女性農業者が活躍できる環境づくり

女性が積極的に参画する経営体において優れた経営を行っている事例が見られるなど、女性農業者は重要な役割を占めていることから、女性が経営や地域活動に参画しやすい環境づくり、活躍の場づくりを推進する。

(5) 農用地の利用集積と集約化

人・農地プランの作成と定期的な見直しを推進し、農用地の利用の集積・集約化に向けた合意形成を図る。その上で、利用権設定等促進事業、農用地利用改善事業、農地利用集積円滑化事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業等の農地流動化施策を推進し、効率的かつ安定的な農業経営への計画的な農用地の利用集積と集約化を促進する。

(6) 多様な農業経営の育成・確保

経営規模の拡大だけでなく、高収益作目の導入やクリーン・有機農業、農産加工や直接販売、ファームインといった農業経営の複合化、多角化等の農業の6次産業化など、自らの創意工夫を生かした、多様な取組を行う効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保を図る。

(7) 営農支援体制の整備

コントラクター、TMRセンターなどの農作業受託組織や酪農ヘルパー組織、これらの営農支援組織の取組を効果的に調整する組織の育成・確保を推進するとともに、農作業受託組織等の安定的な運営に必要なオペレーター等の人材確保と技術・技能の向上に向けた取組を推進する。

また、豊富な経験や知識を有する高齢者による営農支援を促進するなど、効率的かつ安定的な農業経営を効果的に支える地域営農支援システムの整備を推進する。

4 農業関係機関支援体制と方向性

八雲町は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るための自主的な努力を助長することを旨として、農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

(農業協同組合・普及センター等の指導体制について)

農業協同組合、農業改良普及センター等の連携の下で濃密な指導を行うための体制強化を図るために、町全域における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするための協議を継続する。

更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の濃密指導体制が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

(農地流動化推進員による利用権設定の推進について)

農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

(担い手農業者への農用地利用集積の推進について)

農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合の専門組織と連携を密にして、農地貸借と農作業受委託が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう促進をする。

(既存生産組織等の法人化の誘導について)

生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、今後の農業発展方向としては農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置付けを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより、地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態へ誘導を図る。

(兼業農家、土地持ち非農家との連携について)

効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、理解と協力を求めていくこととする。

(認定農業者への農地流動化及び各種事業の実施について)

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用を法第12条第1項の農業経営改善計画の認定措置についても認定農業者を集中的かつ重点的に実施されるよう務めることとし、町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

(認定農業者及び認定志向農業者への協力について)

八雲町は、農業委員会、農業協同組合の担当職員で構成する指導チームを設置し、農業改良普及センターの協力を受けて、農業経営改善計画の認定を受けた農業者若しくは組織経営体又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び地区単位の研修会の開催等を行う。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

(日本政策金融公庫との連携について)

大規模経営を目指す農業経営が展開しつつある八雲町においては、適切な資金計画の下に施設への投資を行っていくため、同指導チームの下に日本政策金融公庫札幌支店の参画の下、農業協同組合の融資担当者による資金計画に係る研修、濃密な指導を実施する。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

八雲町の平成27年の新規就農者は1名であり、過去5年間、4名前後の状況となっているが、従来からの基幹産業である酪農・畜産・農産物等の生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、八雲町は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や北海道農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた年間770人の新規就農者の育成・確保目標を踏まえ、本町においては年間2人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で5法人増加させる。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

八雲町及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営事例と近衝する年間総労働時間（農家1戸あたり1,800～2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち農家1戸あたりの年間農業所得概ね200万円程度）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた八雲町の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細かに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業改良普及センター、指導農業士等や、新函館農業協同組合、各種生産組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

① 八雲地域

八雲地域においては、市街地周辺の平坦地並びに高台地帯は従来からの基幹産業である酪農・畜産等中心とし新たに農業経営を営もうとする青年等の受け入れを重点的に進め、新函館農業協同組合、酪農生産組合等と連携し、酪農・畜産生産技術の指導や販路の確保を行い、青年等であっても一定の所得の確保ができ、意欲を持って営農できる環境を整え安定的な経営を行えるようにする。

また、従来からの基幹産業である水稲・施設園芸等の農産物を行う落部川・野田生川流域の平坦地では新たに農業経営を営もうとする青年等の受け入れを重点的に進め、新函館農業協同組合、各生産組合等と連携し、農産生産技術の指導や販路の確保を行い、青年層であっても一定の所得の確保ができ、意欲を持って営農できる環境を整え安定的な経営を行えるようにする。

② 熊石地域

冷水川並びに相沼内川流域の平坦地では、基幹産業である水稲・畑作物等を中心とし、鮎川地区においては、施設園芸等により新たに農業経営を営もうとする青年等の受け入れを重点的に進め、新函館農業協同組合、各生産組合等と連携し、農産生産技術の指導や販路の確保を行い、青年層であっても一定の所得の確保ができ、意欲を持って営農できる環境を整え安定的な経営を行えるようにする。耕作面積が少ない当地域では施設園芸を主体とした高収益作物の産地となり、その生産の大部分を安定的な経営体へと成長した農業者が担えるような取組を一体的に進めていく。

第2. 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

第1に示した目標を達成しうる効率的かつ安定的な農業経営の指標として、道内の現に八雲町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、八雲町における営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

【酪農を主体とする地域】

[個別経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農 専業 (I)	<作付面積等> ・牧草(採草) 14.4ha ・放牧地 5.7ha ・サイレージ用トウモロコシ 1.8ha 経営面積計 21.9ha <飼養頭数> ・経産牛 40頭 ・育成牛 21頭 常時飼養頭数 61頭	<機械施設装備> ・成牛舎(400㎡) 1棟 ・育成牛舎(153㎡) 1棟 ・敷料舎(60㎡) 1棟 ・堆肥舎(277㎡) 1基 ・尿溜(307㎡) 1基 ・車庫 1棟 ・バンカーサイロ(250t) 2基 ・パドック(200㎡) 1式 ・カーフハッチ(1頭用) 5基 ・スーパーハッチ(5頭用) 1基 ・バルククーラー 1台 ・パイプラインミルクカー 1式 ・バーンクリーナー 1式 ・乗用トラクター(80,100PS) 2台 ・農用トラック(2t) 1台 ・除雪機 1台 ・飼料生産用作業機 1式 ・コンピューター 1台 ※飼料生産用作業機については 共同利用 <その他> ・既存繫留牛舎等の活用 ・ヘルパーを活用したゆとり経営 ・自給飼料生産は一部コントラ クターに委託 ・堆肥舎を活用した堆肥生産と その草地へ利用還元	・複式簿記記帳 ・パソコンによ る経営計画、 労務・財務・ 生産管理 ・乳牛検定デー タの活用 ・飼養部門と飼 料生産部門の 損益・原価把 握、分析 ・粗利益(粗収 益-直接費) 把握による月 別収益の変動 分析 ・資金繰り表等 による資金管 理	・家族労働の作業分 担制 ・コントラクター・ TMRセンター、ヘ ルパー活用による 省力化 <労働力> ・主たる従事者 2人 ・補助従事者 1人 ・ヘルパー

[個別経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農 専業 (Ⅱ)	<p><作付面積等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・牧草(採草) 32.9ha ・サイレージ用とうもろこし 6.5ha <p>経営面積計 39.4ha</p> <p><飼養頭数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・経産牛 60頭 ・育成牛 31頭 <p>常時飼養頭数 91頭</p>	<p><機械施設装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・成牛舎 (600㎡) 1棟 ・育成牛舎 (226㎡) 1棟 ・敷料舎 (240㎡) 1棟 ・バンカーサイロ (250t) 2基 ・堆肥舎 (321㎡) 1基 ・尿溜 (316㎡) 1基 ・車庫 1棟 ・パドック (300㎡) 1式 ・カーフハッチ (1頭用) 7基 ・スーパーハッチ (5頭用) 3基 ・バルククーラー 1台 ・パイプラインミルクカー 1式 ・バークリーナー 1式 ・乗用トラクター (80~100PS) 3台 ・農用トラック (4t) 1台 ・除雪機 1台 ・飼料生産用作業機 1式 ・コンピューター 1台 <p>※飼料生産用作業機については共同利用</p> <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存繫留牛舎等の活用 ・ヘルパーを活用 ・高泌乳生産を追求。 ・自給飼料生産は一部コントラクターに委託 ・堆肥舎を活用した堆肥生産とその草地へ利用還元 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営計画、労務・財務・生産管理 ・乳牛検定データの活用 ・飼養部門と飼料生産部門の損益・原価把握、分析 ・粗利益(粗収益-直接費)把握による月別収益の変動分析 ・資金繰り表等による資金管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族労働の作業分担制 ・コントラクター・TMRセンター、ヘルパー活用による省力化 ・自動給飼機による省力化 <p><労働力></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人 ・ヘルパー

[個別経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農 専業 (Ⅲ)	<p><作付面積等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・牧草(採草) 51.6ha ・サイレージ用トウモロコシ 18.3ha <hr/> <p>経営面積計 69.9ha</p> <p><飼養頭数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・経産牛 120頭 ・育成牛 60頭 <hr/> <p>常時飼養頭数 180頭</p>	<p><機械施設装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・FS成牛舎 (1320㎡) 1棟 ・ミルクパーラー 1棟 ・育成牛舎 (396㎡) 1棟 ・バンカーサイロ (250t) 3基 ・分娩舎 (92㎡) 1棟 ・堆肥舎 (400㎡) 1棟 ・乾草舎 1棟 ・車庫 1棟 ・パドック (1200㎡) 1式 ・発酵攪拌機 1基 ・カーフハッチ (1頭用) 14基 ・スーパーハッチ (5頭用) 6基 ・ミルクカー 1式 ・バルククーラー 1式 ・スキッドローダー 1台 ・乗用トラクター (80~100PS) 3台 ・TMRミキサー 3台 ・農用トラック (4t) 1台 ・ロールカッター(敷料切断用) 1台 ・除雪機 1台 ・飼料生産用作業機 1式 ・コンピューター 1台 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミルクパーラーによる搾乳 ・自給飼料生産は一部コントラクターに委託 ・糞尿は水分調整後、回行式堆肥処理を行い草地へ還元利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営計画、労務・財務・生産管理 ・乳牛検定データの活用 ・飼養部門と飼料生産部門の損益・原価把握、分析 ・粗利益(粗収益-直接費)把握による月別収益の変動分析 ・資金繰り表等による資金管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族労働の作業分担制 ・臨時雇用活用による省力化 ・コントラクター・TMRセンター、ヘルパー活用による省力化 ・自動給飼機による省力化 <p><労働力></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 3人 ・補助従事者 2人 ・ヘルパー

[個別経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農 + 畑作	<p><作付面積等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・牧草(採草) 13.9ha ・サイレージ用とうもろこし 5.1ha ・馬鈴薯(種) 2.5ha ・小豆 2.0ha <p>経営面積計 23.5ha</p> <p><飼養頭数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・経産牛 30頭 ・育成牛 13頭 <p>常時飼養頭数 43頭</p>	<p><機械施設設備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・成牛舎(300㎡) 1棟 ・育成牛舎(97㎡) 1棟 ・敷料舎(45㎡) 1棟 ・バンカーサイロ(250t) 1基 ・パドック(150㎡) 1式 ・堆肥舎(214㎡) 1基 ・尿溜(213㎡) 1基 ・車庫 1棟 ・カーフハッチ(1頭用) 4基 ・スーパーハッチ(5頭用) 1基 ・バルククーラー 1台 ・パイプラインミルクカー 1式 ・バークリナー 1式 ・乗用トラクター(80,100PS) 2台 ・ポテトディガー 1台 ・ビーンハーベスター 1台 ・農用トラック(4t) 1台 ・除雪機 1台 ・飼料生産用作業機 1式 ・コンピューター 1台 <p>※ 飼料生産用作業機については共同利用</p> <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存繫留牛舎等の活用 ・ヘルパーを活用 ・高泌乳生産を追求。 ・自給飼料生産は一部コントラクターに委託 ・堆肥舎を活用した堆肥生産とその草地へ利用還元 ・畑作との複合経営で所得を補完 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営計画、労務・財務・生産管理 ・乳牛検定データの活用 ・飼養部門と飼料生産部門の損益・原価把握、分析 ・粗利益(粗収益-直接費)把握による月別収益の変動分析 ・資金繰り表等による資金管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族労働の作業分担制 ・コントラクター・TMRセンター、ヘルパー活用による省力化 <p><労働力></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 2人 ・補助従事者 1人 ・ヘルパー

[組織経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農専業 (IV)	<p><作付面積等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・牧草(採草) 122.0ha ・サイレージ用トウモロコシ 32.4ha <p>経営面積計 154.4ha</p>	<p><機械施設設備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・成牛舎 (2750㎡) 1棟 ・ミルクパラー 1棟 ・哺育舎 (275㎡) 1棟 ・分娩舎 (184㎡) 1棟 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営計画、労務・財務・生産管理 ・乳牛検定データの活用 ・飼養部門と飼料生産部門の損益・原価把握、分析 ・粗利益(粗収益-直接費)把握による月別収益の変動分析 ・資金繰り表等による資金管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・協業経営による作業分担制 ・常雇用活用による労働負担軽減 ・コントラクター・TMRセンター、ヘルパー活用による省力化 ・自動給飼機による省力化
	<p><飼養頭数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・経産牛 250頭 ・育成牛 124頭 <p>常時飼養頭数 394頭</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・バンカーサイロ (250t) 3基 ・育成牛舎 (920㎡) 1棟 ・乾草舎 1棟 ・堆肥舎 (600㎡) 1棟 ・車庫 1棟 ・パドック 1式 ・発酵攪拌機 2基 ・カーフハッチ (1頭用) 44基 ・スーパーハッチ (5頭用) 6基 ・ミルクカー 1式 ・バルククーラー 1式 ・スキッドローダー 1台 ・乗用トラクター (80~167PS) 7台 ・TMRミキサー 1台 ・農用トラック (4t) 4台 ・ローカッター(敷料切断用) 1台 ・除雪機 1台 ・自給飼料作業機 1式 ・コンピューター 1台 		
		<p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミルクパラーによる搾乳 ・自給飼料生産は一部コントラクターに委託 ・糞尿は水分調整後、回行式堆肥処理を行い草地へ還元利用 		

[個別経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
肉牛 専用種 繁殖	<p><作付面積等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・牧草(標草) 11.6ha ・放牧地 7.8ha 	<p><機械施設設備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・牛舎 1棟 ・堆肥舎 1基 ・車庫 1棟 ・パドック 1式 ・乗用トラクター(80PS) 1台 ・農用トラック(2t) 1台 ・除雪機 1台 ・飼料生産用作業機 1式 ・コンピューター 1式 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営計画、労務・財務・生産管理 ・飼養部門と飼料生産部門の損益・原価把握と分析 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族労働の作業分担制 ・コントラクター・TMRセンター、ヘルパー活用による省力化
	<p>経営面積計 19.4ha</p>	<p><その他></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・粗利益(粗収益-直接費)把握による月別収益の変動分析 	
	<p><飼養頭数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・繁殖牛 30頭 ・後継牛 10頭 ・素牛 15頭 	<p><その他></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資金繰り表等による資金管理 	<p><労働力></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人
	<p>常時飼養頭数 55頭</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自給飼料生産は一部コントラクターに委託 ・堆肥舎を活用した堆肥生産と草地へ利用還元 		

【畑作を主体とする地域】

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
畑作 + 露地野菜	<p><作付面積等></p> <p>馬鈴薯(種) 3.5ha 小豆 3.5ha 大豆 2.0ha てんさい 1.2ha かぼちゃ(加工) 0.5ha 露地ネギ 0.2ha 経営面積計 11.1ha</p>	<p><機械施設装備></p> <p>・乗用トラクター(60,80) 2台 ・農用トラック(軽トラ,4t) 2台 ・ポテトイガー ・ポテトビッカー ・ビートハーベスター 3戸共同 ・豆用コンバイン ・ビート移植機 ・マニユアスプレッター ・農舎 1棟 ・コンピューター 1台</p> <p><その他></p> <p>・共同作業による高性能機械の作業面積確保と作業の省力化 ・移植、収穫作業の分業体制による能率向上 ・酪農家との交換耕作による輪作体系の確立 ・土壌診断による適切なほ場管理</p>	<p>・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・作目別原価の把握、コスト分析 ・市場動向に的確に対応した計画的生産・販売 ・機械の保守管理と計画的更新による装備水準の維持 ・作目間の労働調整</p>	<p>・生産機械の共同利用・共同作業、コントラクターによる省力化</p> <p><家族労働力></p> <p>・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人</p>

[組織経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
畑作 + 露地野菜	<p><作付面積等></p> <p>馬鈴薯(食) 10.0ha 小豆 6.0ha 大豆 10.0ha てんさい 10.0ha 露地野菜 2.0ha 経営面積計 38.0ha</p> <p><構成員戸数> 3戸</p>	<p><機械施設装備></p> <p>・乗用トラクター(50~80PS) 4台 ・農用トラック(軽トラ,2t,4t) 5台 ・普通型コンバイン(2.6m) 2組織共同 ・ポテトイガー 1台 ・ポテトビッカー 1台 ・ビート移植機 1台 ・ビートハーベスター 1台 ・マニユアスプレッター 1台 ・農舎(嚙スチール) 2棟 ・事務所 1棟</p> <p><その他></p> <p>・畑作4作目に露地野菜を組み入れた経営 ・酪農家との交換耕作による輪作体系の確立 ・構成員間の作業分担方式 ・たい肥のほ場還元による地力の維持増進 ・高性能大型機械の導入 ・土壌診断による適切なほ場管理</p>	<p>・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・作物別原価の把握、コスト分析 ・資金繰り表による日常的資金管理 ・労務管理(人事、教育、福利厚生等)の充実 ・機械の保守管理と計画的更新による装備水準の維持</p>	<p>・給料制の導入 ・従事者の社会保険の加入 ・定期的な休日の確保 ・生産機械の共同利用・共同作業、コントラクターによる省力化</p> <p><労働力></p> <p>・主たる従事者 3人 ・補助従事者 3人</p>

【水稻を主体とする地域】

[個別経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲 + 畑作 (I)	<p><作付面積等></p> <p>水稲 5.0ha 馬鈴薯(食) 3.0ha 小豆 3.0ha 大豆 3.0ha ハトムギ 3.0ha</p> <p>経営面積計 17.0ha</p>	<p><機械施設装備></p> <p>・乗用トラクター(50PS, 80PS) 2台 ・農用トラック(軽トラ, 4t) 2台 ・スプレーヤー(ブーム式) 1台 ・田植機(乗用) 2戸共同 ・自脱型コンバイン 3戸共同</p> <p>・ポテティガ 1台 ・乾燥調整施設 1棟 ・農舎 1棟 ・コンピューター 1台</p> <p><その他></p> <p>・高性能機械(無人ヘリ)による共同防除作業 ・たい肥供給センターを活用した地力の維持増進 ・輪作体系を確立することによる連作障害の回避</p>	<p>・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・作目別原価の把握、コスト分析 ・市場動向に的確に対応した計画的生産・販売 ・作目間の労働調整</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・高性能機械(無人ヘリ)による防除作業の軽労化 ・野菜の省力化技術の導入 ・生産機械の共同利用・共同作業、コントラクターによる省力化</p> <p><家族労働力></p> <p>・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人</p>

[個別経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲 + 畑作 (Ⅱ)	<p><作付面積等></p> <p>水稲 5.2ha</p> <p>馬鈴薯(食) 4.2ha</p> <p>小豆 4.2ha</p> <p>大豆 4.2ha</p> <p>小麦 4.2ha</p> <hr/> <p>経営面積計 22.0ha</p>	<p><機械施設装備></p> <p>・乗用トラクター(50PS、80PS) 2台</p> <p>・農用トラック(軽トラ) 1台</p> <p>・田植機(兼8畝) 1台</p> <p>・乾燥調整施設 1式</p> <p>・播種機(高速) 1台</p> <p>・粃摺機(試) 1台</p> <p>・代かき機(3.6m) 1台</p> <p>・ライス・グレーダー(縦型) 1台</p> <p>・汎用コンバイン(2.06m) 1台</p> <p>・プランター(4畝) 1台</p> <p>・スプレヤー(ブーム式) 1台</p> <p>・ポトディガー 1台</p> <p>・草刈り機(5畝) 1台</p> <p>・ロータリー(2.0m) 1台</p> <p>・ブロードキャスター(600L) 1式</p> <p>・育苗ハウス 5.5a</p> <p><その他></p> <p>・輪作体系を確立することによる連作障害の回避</p> <p>・共同選別等による品質の維持向上</p>	<p>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。</p> <p>・青色申告の実施</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</p> <p><家族労働力></p> <p>・主たる従事者 3人</p> <p>・補助従事者 最大時9人</p>

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲 + 畑作 + 露地 野菜	<p><作付面積等></p> <p>水稲 6.0ha</p> <p>馬鈴薯(種) 1.7ha</p> <p>露地ネギ 0.4ha</p> <p>カボチャ(加工) 1.0ha</p> <p>経営面積計 9.1ha</p>	<p><機械施設装備></p> <p>・乗用トラクター(50PS,70PS) 2台</p> <p>・農用トラック(軽トラ,4t) 2台</p> <p>・田植機(兼用) 2戸共同</p> <p>・自脱型コンバイン</p> <p>・スプレーヤー(ブーム式) 3戸共同</p> <p>・ポテトディガー</p> <p>・マニュアルスプレッター 1台</p> <p>・乾燥調整施設 1棟</p> <p>・農舎 1棟</p> <p>・コンピューター 1台</p> <p><その他></p> <p>・高性能機械(無人ヘリ)による共同防除作業</p> <p>・たい肥供給センターを活用した地力の維持増進</p> <p>・輪作体系を確立することによる連作障害の回避</p>	<p>・複式簿記記帳</p> <p>・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理</p> <p>・作目別原価の把握、コスト分析</p> <p>・市場動向に的確に対応した計画的生産・販売</p> <p>・作目間の労働調整</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</p> <p>・高性能機械(無人ヘリ)による防除</p> <p>・作業の軽労化</p> <p>・野菜の省力化技術の導入</p> <p>・生産機械の共同利用・共同作業、コントラクターによる省力化</p> <p><家族労働力></p> <p>・主たる従事者 1人</p> <p>・補助従事者 1人</p>

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲 + 施設園芸 野菜 + 畑作	<p><作付面積等></p> <p>水稲 6.0ha</p> <p>大豆 1.2ha</p> <p>軟白ねぎ(ハウス) 0.4ha</p> <p>ハトムギ 0.6ha</p> <p>みょうが 0.2ha</p> <p>経営面積計 8.4ha</p>	<p><機械施設装備></p> <p>・乗用トラクター(42PS,70PS) 2台</p> <p>・農用トラック(軽トラ,4t) 2台</p> <p>・田植機(兼用) 2戸共同</p> <p>・自脱型コンバイン 3戸共同</p> <p>・乾燥調整施設 1棟</p> <p>・農舎 1棟</p> <p>・育苗ハウス 2棟</p> <p>・栽培ハウス 13棟</p> <p>・コンピューター 1台</p> <p><その他></p> <p>・高性能機械(無人ヘリ)による共同防除作業</p> <p>・たい肥供給センターを活用した地力の維持増進</p> <p>・共同選別等による品質の維持向上</p>	<p>・腹式簿記記帳</p> <p>・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理</p> <p>・作目別原価の把握、コスト分析</p> <p>・市場動向に的確に対応した計画的生産・販売</p> <p>・作目間の労働調整</p>	<p>・高性能機械(無人ヘリ)による防除</p> <p>・作業の軽労化</p> <p>・生産機械の共同利用・共同作業、コントラクターによる省力化</p> <p><家族労働力></p> <p>・主たる従事者 1人</p> <p>・補助従事者 2人</p>

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲 + 施設園芸 花卉 + 畑作	<p><作付面積等></p> <p>水稲 6.0ha 大豆 1.2ha ハトムギ 0.6ha 花卉(ハウス) 0.4ha レタス 0.1ha ほうれん草 0.1ha 経営面積計 8.4ha</p>	<p><機械施設装備></p> <p>・乗用トラクター(42PS、70PS) 2台 ・農用トラック(軽トラ、4t) 2台 ・田植機(兼脱) 2戸共同 ・自脱型コンバイン 3戸共同 ・乾燥調整施設 1棟 ・農舎 1棟 ・育苗ハウス 2棟 ・栽培ハウス 10棟 ・コンピューター 1台</p> <p><その他></p> <p>・高性能機械(無人ヘリ)による共同防除作業 ・たい肥供給センターを活用した地力の維持増進 ・共同選別等による品質の維持向上</p>	<p>・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・作目別原価の把握、コスト分析 ・市場動向に的確に対応した計画的生産・販売 ・作目間の労働調整</p>	<p>・高性能機械(無人ヘリ)による防除作業の軽労化 ・生産機械の共同利用・共同作業、コントラクターによる省力化</p> <p><家族労働力></p> <p>・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人</p>

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲 + 施設園芸 野菜 (I)	<p><作付面積等></p> <p>水稲 6.0ha 軟白そば 0.4ha レタス 0.1ha ほうれん草 0.2ha 経営面積計 6.7ha</p>	<p><機械施設装備></p> <p>・乗用トラクター(42PS、70PS) 2台 ・農用トラック(軽トラ、2トン、4トン) 3台 ・マニュアルレタス 1台 ・栽培ハウス 16棟 ・自脱型(コンバイン) ・田植機(兼脱) 3戸共同 ・乾燥調整施設 ・育苗ハウス ・農舎(鉄骨) 3棟 ・事務所 1棟 ・コンピューター 1台</p> <p><その他></p> <p>・構成員間の作業分担方式 ・高性能機械(無人ヘリ)による共同防除作業 ・水稲の直播き方式の一部導入</p>	<p>・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営・作業計画、労務、財務、ほ場管理 ・機械、施設の保守管理と計画的更新による装備水準の維持 ・労務管理(人事、教育、福利厚生等)の充実</p>	<p>・高性能機械(無人ヘリ)による防除作業の軽労化 ・給料制の導入 ・従事者の社会保険の加入 ・定期的な休日の確保 ・生産機械の共同利用・共同作業、コントラクターによる省力化</p> <p><労働力></p> <p>・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人</p>

[個別経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲 + 施設 園芸 野菜 (Ⅱ)	<p><作付面積等></p> <p>水稲 5.0ha 立茎アスパラガス 0.9ha</p> <p>経営面積計 5.9ha</p>	<p><機械施設装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗用トラクター(50PS) 1台 ・農用トラック(軽トラ) 1台 ・田植機(乗用8条) 1台 ・汎用コンバイン 1台 ・乾燥調製施設 1式 ・自走式コンバイン 1台 ・籾摺機(式) 1台 ・代かき(3.6m) 1台 ・ライス・グレーダー縦型 1台 ・育苗施設 5.5a ・栽培ハウス 0.9ha ・深耕ロータリー(1.5m) 1台 ・中型マニュアルスプレッダ 1台 ・予冷庫 1式 ・除雪機 1台 ・フロントローダー(50PS) 1式 ・ロータリー(1.5m) 1式 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・輪作体系を確立することによる連作障害の回避 ・共同選別等による品質の維持向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 <p><労働力></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 3人 ・補助従事者 最大時2人

[個別経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲 + 施設 園芸 野菜 + 露地 野菜	<p><作付面積等></p> <p>水稲 6.0ha ほうれん草 0.7ha レタス 0.1ha 露地ネギ 0.2ha みょうが 0.2ha</p> <p>経営面積計 7.2ha</p>	<p><機械施設装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗用トラクター(42PS、70PS) 2台 ・農用トラック(軽トラ、4トン) 2台 ・マニュアルスプレッダ-1台 ・自脱型コンバイン(2.6m) 3戸共同 ・田植機(乗用) 2戸共同 ・乾燥調製施設 1棟 ・育苗ハウス 2棟 ・園芸ハウス 7棟 ・農舎(鉄骨) 3棟 ・事務所 1棟 ・コンピューター 1台 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・構成員間の作業分担方式 ・高性能機械(無人ヘリ)による共同防除作業 ・水稲の直播き方式の一部導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営・作業計画、労務、財務、ほ場管理 ・機械、施設の保守管理と計画的更新による装備水準の維持 ・労務管理(人事、教育、福利厚生等)の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・高性能機械(無人ヘリ)による防除作業の軽労化 ・給料制の導入 ・従事者の社会保険の加入 ・定期的な休日の確保 ・生産機械の共同利用・共同作業、コントラクターによる省力化 <p><労働力></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人

【施設野菜を主体とする地域】

[個別経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設 園芸 野菜 (Ⅰ)	<p><作付面積等></p> <p>立茎アスパラガス 0.5ha</p> <p>経営面積計 0.5ha</p>	<p><機械施設設備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農用トラック(軽トラ) 1台 ・ 乗用トラクター(50PS) 1台 ・ フロントローダー(50PS用) 1台 ・ 深耕ローター 1台 ・ 除雪機 1台 ・ ハウス 0.5ha ・ 予冷庫 1台 ・ 自動換気装置 1台 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輪作体系を確立することによる連作障害の回避 ・ 共同選別等による品質の維持向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・ 青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 <p><家族労働力></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主たる従事者 2人 ・ 補助従事者 最大時1人

[個別経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設 園芸 野菜 (Ⅱ)	<p><作付面積等></p> <p>高設イチゴ(春作) 0.13ha</p> <p>高設イチゴ(夏秋作) 0.13ha</p> <p>経営面積計 0.26ha</p>	<p><機械施設設備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農用トラック(軽トラ) 1台 ・ 自動溶液システム 1台 ・ 自走式防除機 1台 ・ 碎土機 1台 ・ 除雪機 1台 ・ ハウス 0.13ha ・ 予冷庫 1台 ・ 共選機 1台 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輪作体系を確立することによる連作障害の回避 ・ 共同選別等による品質の維持向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・ 青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 <p><家族労働力></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主たる従事者 3人 ・ 補助従事者 最大時4人

[個別経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設 園芸 野菜 (Ⅲ)	<p><作付面積等></p> <p>高設イチゴ(春作) 0.10ha 高設イチゴ(夏秋作) 0.10ha 立茎アスパラ 0.17ha 経営面積計 0.37ha</p>	<p><機械施設装備></p> <p>・農用トラック(軽トラ) 1台 ・乗用トラクター(50PS) 1台 ・中型マニュアルレクター 1台 ・フロントローター 1台 ・深耕起ローター(1.5m) 1台 ・ハウス 0.3ha ・予冷庫 1式 ・選果機 1台 ・高設溶液システム 1式 ・土ふるい機 1台</p> <p><その他></p> <p>・輪作体系を確立することによる連作障害の回避 ・共同選別等による品質の維持向上</p>	<p>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入</p> <p><家族労働力></p> <p>・主たる従事者 3人 ・補助従事者 最大時3人</p>

第3 第1に示した目標を達成しうる新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の指標として、道内の現に八雲町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、八雲町における営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

【酪農を主体とする地域】

[個別経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農 専業	<作付面積等> ・牧草(採草) 27.9ha ・放牧地 8.8ha 経営面積計 36.7ha <飼養頭数> ・経産牛 30頭 ・育成牛 16頭 常時飼養頭数 46頭	<機械施設装備> ・牛舎 2棟 ・機械庫 1棟 ・堆肥舎 1基 ・尿溜 1基 ・牛舎付設堆肥舎 1基 ・マニュアルスプレッダー 1台 ・尿散布機 1台 ・カーフハッチ(1頭用) 4基 ・スーパーハッチ(5頭用) 1基 ・バルククーラー 1台 ・パイプラインミルクカー 1式 ・バークリーナー 1式 ・乗用トラクター(80,100PS) 2台 ・農用トラック(2t) 1台 ・除雪機 1台 ・コンピューター 1台 ※飼料生産用作業機については 共同利用 <その他> ・既存繫留牛舎等の活用 ・ヘルパーを活用したゆとり経営 ・自給飼料生産は一部コントラ クターに委託 ・堆肥舎を活用した堆肥生産と その草地へ利用還元	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・パソコンによ る経営計画、 労務・財務・ 生産管理 ・乳牛検定デー タの活用 ・飼養部門と飼 料生産部門の 損益・原価把 握、分析 ・粗利益(粗収 益-直接費) 把握による月 別収益の変動 分析 ・資金繰り表等 による資金管 理	・家族労働の作業分 担制 ・コントラクター・ TMRセンター、ヘ ルパー活用による 省力化 <労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 ・ヘルパー

[個別経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
肉牛 専用種 繁殖	<p><作付面積等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・牧草(採草) 8.7ha ・放牧地 7.1ha <p>経営面積計 15.8ha</p> <p><飼養頭数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・繁殖牛 30頭 ・後継牛 10頭 ・素牛 15頭 <p>常時飼養頭数 55頭</p>	<p><機械施設設備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・牛舎(乾乳牛は舎外飼育) 2棟 ・堆肥舎 1基 ・機械格納庫 1棟 ・パドック 1式 ・乗用トラクター(80PS) 1台 ・農用トラック(2t) 1台 ・除雪機 1台 ・飼料生産用作業機 1式 ・コンピューター 1式 ・飼料庫 1棟 ・尿溜 1基 ・フロントローダー 1台 ・マニユアスプレッダー 1台 ・尿散布機 1台 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自給飼料生産は一部コントラクターに委託 ・堆肥舎を活用した堆肥生産と草地へ利用還元 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・青色申告書の実施 ・パソコンによる経営計画、労務・財務・生産管理 ・飼養部門と飼料生産部門の損益・原料把握と分析 ・粗利益(粗収益-直接費)把握による月別収益の変動分析 ・資金繰り表等による資金管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族労働の作業分担制 ・コントラクター・TMRセンター、ヘルパー活用による省力化 <p><労働力></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 ・ヘルパー

【野菜を主体とする地域】

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設園芸野菜 + 露地野菜	<作付面積等> 軟白柿 [※] 0.1ha 露地柿 [※] 0.2ha みょうが 0.2ha 経営面積計 0.5ha	<機械施設装備> ・乗用トラクター(42PS) 1台 ・農用トラック(軽トラ) 1台 ・耕起用機械 1式 ・栽培ハウス 5棟 ・刈払機 1台 ・動力散布機 1台 ・除雪用具 1式 ・皮むき機 1式 ・コンピューター 1台	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・パソコンによる経営・作業計画、労務、財務、ほ場管理 ・機械、施設の保守管理と計画的更新による装備水準の維持 ・労務管理(人事、教育、福利厚生等)の充実	・給料制の導入 ・従事者の社会保険の加入 ・定期的な休日の確保 ・生産機械の共同利用・共同作業による省力化 <労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設園芸野菜	<作付面積等> 立茎アスパラガス 0.5ha 経営面積計 0.5ha	<機械施設装備> ・農用トラック(軽トラ) 1台 ・乗用トラクター(50PS) 3戸共同 ・耕起用機械 3戸共同 ・マニュアルプレッダー 3戸共同 ・予冷庫 1台 ・除雪機 1台 ・栽培用ハウス 15棟 <その他> ・共同選別等による品質の維持向上	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・生産機械の共同利用・作業による省力化 ・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 <家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次のとおりとするとともに、農業経営のさらなる効率化・安定化を図るため、農用地の面的集積を促進する。

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
八雲町農用地面積の95%程度	

2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 八雲町の農家戸数は214戸あり、その内後継者がいる農家はおよそ80戸となっている。また、農業振興地域における農用地面積は6,660haとなっており、耕作放棄地は条件不利地に多く点在している。

近年は担い手の不足により遠隔地や耕作不適地の遊休化が懸念される状況となっており、次世代へ優良農地の引継ぎを基本としながら各種土地改良事業の実施により、生産基盤を確保し整備・改良と土地生産性の向上を図り生産を高める。また、農用地の利用集積に当たっては、農業生産にとって最も基本的な資源である農用地を維持・確保するとともに、次世代へ引き継ぐことを基本としながら、利用権設定等促進事業、農用地利用改善事業、農用地利用集積円滑化事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業等各種の農地流動化施策により土地利用の集積を図り効率的利用の推進を図る。

(2) 現在の農用地利用状況は、八雲地区では落部川・野田追川流域の平坦地では水田を中心に野菜・花卉・豆類などが栽培されており、市街地周辺の平坦地並びに高台地帯は、酪農・畑作地帯となっている。熊石地区においては、冷水川並びに相沼内川流域の平坦地で水田を中心に豆類、馬鈴薯などの畑作物などが栽培されている。また、鮎川では、施設野菜を中心に栽培されている。

各地域において規模拡大に伴う労働力不足に対応するため、農作業受委託を促進するとともに、農業機械の作業効率、労働生産性のさらなる向上に向けた生産基盤の整備及びそれに伴う換地または交換分合等の農地流動化施策も活用し、農用地の集約化を推進する。特に農業従事者の高齢化や担い手不足が深刻化している地域では、複数戸による法人の設立、集落営農や農作業受委託の組織化に向けた支援を行い、また、新規就農者の受入地としても検討し、農地の売買、賃貸借による集積を推進し、地域の生産力確保を図る。

地域ごとの農用地の利用改善については、次により進めることとする。

- ① 稲作地帯においては、米を重点作物としているが、近年の米価下落等の影響から、土地利用型作物や施設園芸を取り入れた複合経営を今後とも推進していく。
- ② 酪農・畑作地帯においては、多頭数飼育などによる経営の安定向上を目指し、規模拡大を図ってきたが、それを補う土地の確保については、飛び地が多く、コスト高、

経営効率の低下を招いているため、今後も担い手への農地の利用集積を強化し、土地利用の効率性を良くした農家経済の向上を目指していく。

- (3) 新たに農業経営を営もうとする青年等については、基本構想に定めた農業所得額を確保するため各種支援措置を推進する。農業後継者は、親子それぞれの世帯が安定的に生活できる所得を確保し定着の促進を図る。農外からの新規参入者については、農業系の高校や大学での履修及び農家や農業大学校での研修を経た就農、農業法人や農作業受委託組織への雇用を通じた就農、酪農ヘルパーを経た就農など、就農希望者のニーズに応じた多様な就農や離農者からの第3者継承を目的とした就農研修等を目指す。また、農用地については、取得及び利用権の設定のための各種支援措置等と共に、人・農地プラン等を活用し地域と連携し耕作放棄地や離農者跡地等の情報共有しながら効率的利用を進める。

新規就農者の受入体制については、受入希望農家とのマッチング活動を充実させ、指導農業士を中心とした技術指導のほか、各種支援施策を活用しながら円滑に就農を行えるよう支援し、青年農業者については、4Hクラブへの積極的な活動参加を促し、地域全体の活性化も図っていく。

また、これまでと同様に認定農業者制度を「望ましい経営育成施策の中心」と位置付けていき、農地利用を始めとした各種支援措置について、認定農業者が円滑に導入していけるよう、関係機関と連携し営農診断、営農改善方策等の議論や提示を図りながら、将来性ある八雲町の農業発展に向けて取組みを進める。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項

八雲町は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、本町農業の地域特性を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

八雲町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

ア. 八雲町全域においては、道営農地整備改良事業や国営総合農地開発事業等が実施されてきたが、ほ場区画の集団化、大型化による高能率的な生産基盤条件の形成を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。

イ. 八雲町は、今後遊休農地を確認した場合には、特に農用地利用改善事業を重点に推進し、農用地利用改善団体への活動を活発化する。

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。また、担い手不足が生じる地区にあっては耕作放棄地が増えないように努める。更に町は、農用地利用改善団体の育成を強化し、その団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。なお、農地利用集積円滑化事

業の実施を促進する事業については、町全域を対象として地域の重点実施と連携して積極的な取組を行い、農用地の集約化が図れるよう努めるものとする。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する「農地所有適格法人」をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依りてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

（オ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）から（ウ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）及び（ウ）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権

の設定又は移転を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構、法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合、若しくは、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体若しくは独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）（以下、「政令」という。）第3条で定める者を除く。）は、次に掲げる要件のすべてを備える者とする。

ア. その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ. その者が、町長への確約書の提出や町長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ. その者、が法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分又は株式の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分は株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

① 八雲町は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

② 八雲町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合す

ると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア. 当該開発事業の実施が確実であること。

イ. 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ. 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

① 八雲町は、(5)の申し出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

② 八雲町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。

この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

① 八雲町の農業委員会は、認定農業者又は認定新規就農者（以下「認定農業者等」という。）で利用権の設定を受けようとする者又は、利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者等に対する利用権設定等の調整が調ったときは、町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

② 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定める旨を申し出ることができる。

③ 八雲町の全部又は一部をその事業実施地域とする農地利用集積円滑化団体は、その地域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

④ ②から④に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

① 八雲町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

② 八雲町は、(5)の②から④の規定による農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体、農業協同組合又は、土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

③ ①、②に定める場合のほか利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、町は、農用地

利用集積計画を定めることができる。

- ④ 八雲町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（１）に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は、養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

（７） 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウの事項について、町はこれらを実行する能力があるかを確認した上で定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目、及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係。
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が（１）の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後３月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和５５年農林水産省令第３４号）（以下、「農林水産省令」という。）で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨
 - ウ 撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項（（オ）については必要に応じて定める）
 - （ア）農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - （イ）原状回復の費用の負担者
 - （ウ）原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - （エ）貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
 - （オ）その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

八雲町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得ることで足りるものとする。

(9) 公告

八雲町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は、(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を町の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

八雲町が、(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

八雲町は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者から農用地の利用状況の報告(規則第16条の2)があった場合は、その写しを町農業委員会に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

八雲町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円滑な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

① 八雲町の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分

を取り消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 町は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を町の掲示板への掲示により公告する。

④ 町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとする。

⑤ 農業委員会は、②の規定により取消があった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地利用集積円滑化事業、農地中間管理事業、あるいは、農地中間管理機構の特例事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

(1) 推進方針

八雲町は、町の全部又は一部を区域として実施される、権利調整の委任代理・再配分機能を活かして効率的かつ安定的な農業経営に対する農用地の集約化を促進する農地利用集積円滑化事業の実施主体（以下、「農地利用集積円滑化団体」という。）との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって当該事業の実施の促進を図る。

(2) 関係機関との連携

町、農業委員会、農業協同組合等の関係機関及び関係団体は、農用地利用円滑化事業を促進するため、農地利用集積円滑化団体に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

八雲町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ただし、特別な事情により、集落を単位とした区域を農用地利用改善事業の実施の単位とすることが困難であると認められる場合にあつては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農地利用集積改善事業の内容

農地利用集積改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用集積実践事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を町に提出して、農用地利用規程について町の認定を受けることができる。

② 八雲町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込が確実であること。

③ 八雲町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を町の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農

業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）（以下、「政令」という。）に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、（4）の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
- イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
- ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 八雲町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（5）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（5）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（5）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（2）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（7） 農用地利用規程の変更等

① （5）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、（5）の①の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、八雲町の認定を受けるものとする。

ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、農林水産省令第21条の3で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は農林水産省令第22条で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

② 認定団体は、①のただし書きの場合（同項ただし書きの農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を町に届け出るものとする。

③ 八雲町は、認定団体が、（5）の①の認定に係る農用地利用規程（①又は②の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの）に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第7条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

④ （5）の②及び（6）の③の規定は①の規定による変更の認定について、（5）の③の規定は①又は②の規定による変更の認定又は届出について準用する。

（8） 農用地利用改善団体の勸奨等

① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の

程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(9) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 八雲町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 八雲町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（北海道農業公社）等の指導、助言を求めてきたときは、八雲町農業経営改善支援センターとの連携を図りつつ、これらの機関が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受委託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、更には利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受委託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があつた場合は、農作業の受委託のあっせんや農地利用集積円滑化団体との調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

八雲町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の5(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、八雲町地域担い手育成センター及びその他の関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

公益財団法人北海道農業公社や農業改良普及センター、農業協同組合等と連携しながら、就農相談会を定期的で開催し、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報(研修、空き家に関する情報等)の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

八雲町が主体となって北海道立農業大学校や農業改良普及センター、指導農業士、農業委員、農業協同組合、各生産団体と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容等の就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化するとともに、農業関係機関との交流の機会を設ける。また、商工関係機関とも連携して、直売出荷のためのアドバイスを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、農業改良普及センターによる地域直売ネットワークの加入の仲介及び当該ネットワークの交流の促進、農業協同組合が運営する直売施設の出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、各種国・北海道・八雲町の新規就農関連事業や補助施策を効果的に活用しながら経営力を高め、確実に定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については公益財団法人北海道農業公社が担う青年農業者等育成センターや八雲町内農業関係機関で構成する八雲町農業担い手育成センター、技術や経営ノウハウについての習得については北海道立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては農業改良普及センター、農業協同組合、八雲町認定農業者や指導農業者等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関係施策との連携

八雲町は、1から6に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 国営及び道営等の各種基盤整備事業を積極的に活用し、生産性の高い土地基盤を作るよう推進し、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。

イ 交換分合事業を利用して農地の集団化を図り効率的かつ安定的な農業経営が出来るよう資するよう努めるものとする。

ウ 大型経営を目指す農業者の労働力の軽減や投資の節減等を図るためにリーストール・ミルキングパーラーの導入を積極的に推進し、望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

エ 八雲町は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図るとともに地域の土地利用の見直しを通じて農用地の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

オ 八雲町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

八雲町は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、農地流動化推進員、農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体、その他の関係団体の代表者で構成する八雲町経営・生産対策推進会議において、農業経営基盤強化の促進方策について検討することとする。

八雲町経営・生産対策推進会議は、このような、検討結果を踏まえ、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において、当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確にし、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定

的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力的に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、八雲町は、このような協力の推進に配慮する。

第6 農地利用集積円滑化事業に関する事項

1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

八雲町においては、これまで離農者から担い手への農地の集積が図られ、農業生産力が維持されてきたところであるが、経営農地が分散していることにより作業負担が増大し、担い手のさらなる大規模化が阻害されている傾向にある。また、今後10年で高齢化による離農が急速に進行し、農地が大量に供給されることが予測されているところである。

このような状況の中で、将来にわたって農地を有効活用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化を図ることによって、経営規模の拡大や経営の多角化をより一層促進し、さらなる経営改善を目指していくことが何よりも重要な課題となっている。

農地利用集積円滑化事業は、こうした課題を的確に解決しうる者、具体的には、①従来より担い手の育成・確保、担い手への農地の利用集積を促進する取組を行っている、②地域農業とりわけ担い手に関する情報や農地の需給情報に精通している、③農地の出し手や受け手と的確にコミュニケーションを図れる、等の条件を満たす者が実施するものとする。

2 農地利用集積円滑化事業の実施単位として適当であると認められる区域の基準

① 八雲町における農地利用集積円滑化事業は、市街化区域（都市計画法（昭和47年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で同法第23条第1項の規定による協議が整ったもの（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。））を除いた町全域を対象として行うことを基本とする。

② 八雲町を区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、土地の自然的条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、字単位とするなど、担い手への農地の面的集積が効率的かつ安定的に図られる、一定のまとまりのある区域を定めるものとする。

③ 複数の農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を実施する場合には、特定の農地利用集積円滑化団体が優良農地の区域のみで事業を行う等により事業実施地域が偏ることがないように、町が事業実施地域の調整を行うこととする。

3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

(1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。

- ① 事業実施の基本方針に関すること
- ② 事業実施地域に関すること
- ③ 事業対象農用地に関すること

- ④ 事業実施に当たっての調整等に関すること
 - ⑤ 事業実施計画に関すること
 - ⑥ 農地所有者代理事業の実施に関すること
 - ア 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地等の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項
 - イ アの委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項
 - ウ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項
 - ⑦ 農地売買等事業の実施に関すること
 - ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項
 - イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項
 - ウ 農用地等の管理に関する事項
 - エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項
 - ⑧ 研修等事業に関すること
 - ⑨ その他の事業に関すること
- (2) 公益財団法人北海道農業公社との連携の考え方
- 農地利用集積円滑化団体は、農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業を行う公益財団法人北海道農業公社との役割分担を明確にし、連携して、農地利用集積円滑化事業を実施する。
- (3) 農地利用集積円滑化事業規程の承認
- ① 法第4条第3項各号に掲げる者（市町村を除く）は、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、農林水産省令第12条の10に基づき、町に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、町から承認を受けるものとする。
 - ② 八雲町は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認をするものとする。
 - ア 基本構想に適合するものであること
 - イ 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。
 - ウ 認定農業者が認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。
 - エ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。
 - (ア) 農用地の利用関係の調整を的確に行うための要員を有していること。
 - (イ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。
 - (ウ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を的確に図るための基準を有していること。
 - (エ) (ア) から (ウ) に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。

- (オ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、北海道農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。
- (カ) 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、農林水産省令第10条から第2号イからニまでに掲げるものであること。
- (キ) 農林水産省令第10条第2号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。
- ③ 町は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について①の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。
- ④ 町は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を町の公報への記載により公告する。
- ⑤ ①から④までの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。
- ⑥ ③及び④の規定は、農地利用集積円滑化事業の廃止の承認について準用する。
- (4) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等
- ① 町は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。
- ② 町は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。
- ③ 町は農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項に該当するときは、(2)の①の規定による承認を取り消すことができる。
- ア 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又は同項第2号に掲げる者(農地売買等事業を行っている場合にあつては、当該農業協同組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人)でなくなったとき。
- イ 農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- ウ 農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反したとき。
- ④ 八雲町は、③の規定により承認を取り消したときは、遅滞なく、その旨を町の公報への記載により公告する。
- (5) 町が農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、次に掲げる規定により円滑化事業規定を定めるものとする。
- ① 町は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。
- ② 町が①の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、町長は、当該農地利用集積円滑化事業規程を2週間公衆の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所及び時間を公告する。
- ③ ①に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、(2)の②に掲げる要件に該当するものとする。

- ④ 町は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。
- ⑤ 町は、農地利用集積円滑化事業規程を定めたときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定めた農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を町の公報への記載により公告する。
- ⑥ ④及び⑤の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。
- (6) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方
農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、経営農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用することのできる者を優先する。
- (7) 農地所有代理事業における委任・代理の考え方
- ① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任に係る土地について貸付け等の相手方を指定することはできないものとする。
- ② 農地所有者代理事業を実施する場合には、基本要綱第8の7の(2)の別紙7の第3の4の参考様式5に定める契約書例を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。
- ③ 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。
- ア 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めるものとする。
- イ 所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に農地利用集積円滑化団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。
- ウ 委任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。
- ④ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込を受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の締結を拒んではならない。
- ⑤ 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。
- この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えない。
- (8) 売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準
- ① 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の価格については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとする。
- ② 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が貸借する農用地等の借賃については、農業委員会が提供している実勢の借賃に関する情報を十分考慮して定めるも

のとする。

(9) 研修等事業の実施に当たっての留意事項

- ① 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の実地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常管理耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。
- ② 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じおおむね5年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間内とする。
- ③ 研修等事業の実施に当たって、当該団体は、農業改良普及センター、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるように努めるものとする。

(10) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用できるよう、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター等の関係機関及び関係団体と連携して、農用地等の所有者、経営体に対し、農地利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に努める。

第7 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

- 1 町は、北海道一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。
- 2 町、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

第8 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- この基本構想は、平成 6 年 9 月 20 日から施行する。
この基本構想は、平成 13 年 12 月 15 日から施行する。
この基本構想は、平成 18 年 8 月 31 日から施行する。
この基本構想は、平成 22 年 4 月 26 日から施行する。
この基本構想は、平成 24 年 3 月 15 日から施行する。
この基本構想は、平成 26 年 9 月 29 日から施行する。
この基本構想は、平成 30 年 3 月 14 日から施行する。

別紙1 (第5の1(1)⑥の関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は、公共用に供する場合に限る。)、農業協同組合等(農地法施行令(昭和27年政令第445号)第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。)
 - 対象土地を農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・法18条第3項第2号イに掲げる事項
 - 対象土地を農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること
- (2) 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人(農地所有適格法人である場合を除く。)又は生産森林組合(森林組合法(昭和53年法律第36号)第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。)(それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)
 - 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること
- (3) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項各号に掲げる事業(同項第6号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は、農業近代化資金融通法施行令(昭和36年政令第346号)第1条第6号、第8号若しくは第9号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること

別紙 2 (第 5 の 1 (2) 関係)

1. 農用地（開発し農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1. 存続期間は5年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて5年とすることが相当でないと認められる場合には、5年と異なる存続期間とすることができる。なお、特定法人貸付事業による場合には、第6の3の（1）によるものとする。</p> <p>2. 存続期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定又は移転される利用権の当事者が当該利用権の存続期間又は残存期間に中途において解約しようとする場合には、相手方の同意を要するものとする旨を定める。</p>	<p>1. 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近傍の採草放牧地の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4. 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、それを金銭に換算した額が上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもの定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2. 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3. 借賃を金銭以外のもので定めた場合は、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払い等を履行するものとする。</p>	<p>1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定又は移転を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費した金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き当該利用権の設定者に対し名目のいかに問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2. 農用地利用集積計画において、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定又は移転を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費した金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、町が認定した額をその費した金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

Ⅱ．混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Ⅰの①に同じ	1．混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態当事者双方の受益又は、負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2．農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3．開発して農業用施設用地とすることが適正な土地については、Ⅰの②の3に同じ	Ⅰの③に同じ	Ⅰの④に同じ

Ⅲ．農業の経営委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Ⅰの①に同じ	1．作目毎に、農業の経営の委託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営の受託に係る経費を控除することにより算定する。 2．1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の焼却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃、報酬が確保されるようにするものとする。	Ⅰの③に同じ。この場合においてⅠの③中「借賃」とあるのは、「損益」と「賃貸人」とあるのは、「受託者（損失がある場合には、受託者をいう。）」と読み替えるものとする。	Ⅰの④に同じ

IV . 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額対価により行われる取引を除く。）の価格に比準して算定される額を基準とし、その土地の生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払い期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払い期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p> <p>なお、農業者年金基金又は農地中間管理機構が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、それぞれの定めるところによるものとする。</p>